

定時決定かんたん 解説ガイド



※チェックリストに従うことで、法令違反がないことを保証する資料ではありません。
※あくまで参考としてご利用いただくことを想定している資料です。実際の制度内容は国の資料等をご確認ください。
※当資料は、2025年5月時点の内容となっております。最新の情報はの資料等をご確認ください。

定時決定とは

定時決定とは、社会保険料（健康保険、厚生年金保険、介護保険）の算定基礎となる標準報酬月額を年1回見直す手続きです。従業員の給与変動に応じて保険料を適切に算出するために行われます。

標準報酬月額とは

標準報酬月額は、4月から6月までの3ヶ月間に支払われた報酬の平均額に基づいて決定されます。報酬には、基本給、各種手当（通勤手当、家族手当、役職手当など）、残業手当などが含まれます。ただし、年3回以下の賞与や一時的な慶弔金などは含まれません。支払基礎日数が3ヶ月とも17日以上（特定適用事業所の短時間労働者は11日以上）ある場合、3ヶ月の報酬平均額が用いられます。17日未満の月がある場合は、その月を除いて平均額が算出されます。

定時決定の時期と流れ

時期	手続きの流れ
6月中旬～下旬	年金事務所から算定基礎届が郵送で届く
7月1日～7月10日	算定基礎届を年金事務所へ提出（10日が土日祝の場合は翌営業日）
7月中旬～順次	標準報酬月額決定通知書が事業所に届く
9月～	新しい標準報酬月額にもとづく社会保険料が適用（納付は10月～）

算定基礎届とは

算定基礎届は、毎年4月から6月に支払われた報酬を基に、従業員の標準報酬月額を決定するために提出する書類です。この届出により、その年の9月から翌年8月までの社会保険料が確定します。

提出期間

原則として7月1日から7月10日まで

提出先

管轄の年金事務所または事務センター

提出方法

郵送、持参、電子媒体、電子申請など



定時決定の 注意点

支払基礎日数の計算方法、報酬の範囲、休業手当支給時の対応、2等級以上の変動時の随時改定の優先、提出期限の厳守などが重要です。

対象者は7月1日時点で被保険者である全従業員ですが、6月1日以降の加入者や6月30日以前の退職者、7月・8月・9月に随時改定が予定されている従業員は対象外です。

